

# 令和4年度（2022年度） 熊本県奨学のための給付金募集案内

～ 県内の国公立高等学校等在籍者向け ～

熊本県では、全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費（教科書、PTA会費等）の負担を軽減するため、熊本県奨学のための給付金（文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）に該当するものです。以下「給付金」といいます。）を設けています。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

## 1 給付対象者

令和4年（2022年）7月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 高校生等が高等学校等に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等<sup>\*</sup>が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること又は保護者等全員の令和4年度（2022年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であること。

※保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

※就学支援金を申請された世帯につきましては、認定結果（判定額を含む。）を参考に、本給付金の周知や申請案内をする場合があります。御了承ください。

## 2 給付金額

1人あたりの給付金額（年額）は、次のとおりです。

世帯区分 課程区分	生活保護 （生業扶助） 受給世帯	住民税（所得割額）が非課税である世帯	
		1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
全日制 定時制	32,300円	114,100円	143,700円
通信制		50,500円	

※給付金額の詳細は、別紙「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート」で確認してください。

※新入生に係る前倒し給付を受給された世帯については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在における給付額を上回る場合は、4～6月分相当額が年額となります。

**前倒し給付を申請した方も、本募集での申請が必要です。**

### 3 申請手続き

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。

※申請者は、高校生等の保護者等です。

前回までの申請でマイナンバーを提出している世帯の方へ

以下のすべてに該当する場合は、(2)の書類提出は全て不要です。

- ①保護者等に変更がない。
- ②マイナンバーの内容に変更がない。
- ③今回の申請もマイナンバーで申請する意思がある。

#### 住民税（所得割額）が非課税である世帯

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 保護者等全員分の令和4年度（2022年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類のうち次のいずれか1つ
  - ① 「マイナンバーカードの写し」
  - ② 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」
  - ③ 「令和4年度 課税証明書」（市町村役場で発行）
  - ④ 「令和4年度 特別徴収額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布）
  - ⑤ 「令和4年度 納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）

(5)、(6)を併せて提出
- (3) 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
- (4) 兄弟姉妹のいる高校生等(注1)は給付金額が異なるため、「健康保険証の写し」(注2)
  - (注1) 条件は以下のいずれか
    - ・当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等の場合
    - ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
  - (注2) 高校生等分と兄弟姉妹分を提出してください。  
国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください。

#### 【マイナンバーで申請するとき】

以下二点の書類も提出してください。

- (5) 「個人番号カード（写）等貼付台紙」
- (6) 「調査等同意書」

マイナンバーで申請した場合でも、課税証明書等の提出を求められることがありますので御了承ください。

#### 生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」
  - ※ 7月1日時点の高校生等の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「保護証明書」でも可。
- (3) 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
  - ※ 給付金は、福祉事務所等と相談のうえ、生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行の積立金など）として活用してください。

### 4 交付決定の通知及び給付金の交付

提出された書類を県において審査のうえ、その結果を、在籍する高等学校等を通じてお知らせします。給付金の交付は、申請時に届けられた金融機関口座へ振り込み予定です。

### 5 提出期限・提出先・問合せ先（必要書類ご請求の場合、7/13（水）まで下記へご連絡ください。）

申請される場合は、上記に記載された必要書類を下記のとおり提出してください。

提出期限	令和4年（2022年）7月20日（水）
提出先	宇土高校事務室
連絡先	0964-22-0043

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

## 奨学のための給付金 Q & A

### Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

### Q 2 高校2年生と高校1年生の子どもがいる場合、給付額はいくらになりますか？

A 2 国公立高校に在学中の場合、高校2年生は1人目の高校生等であるため、114,100円、高校1年生は2人目以降の高校生等であるため143,700円となり、世帯合計で257,800円となります。

なお、申請書類は、お一人ずつ、それぞれ在学する学校に提出してください。

### Q 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。（収入や所得とは異なります。）市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額	CHECK	市民税額	均等割額	CHECK
	所得割額			所得割額	

### Q 4 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 4 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

### Q 5 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 5 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

### Q 6 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 6 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

### Q 7 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 7 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

### Q 8 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

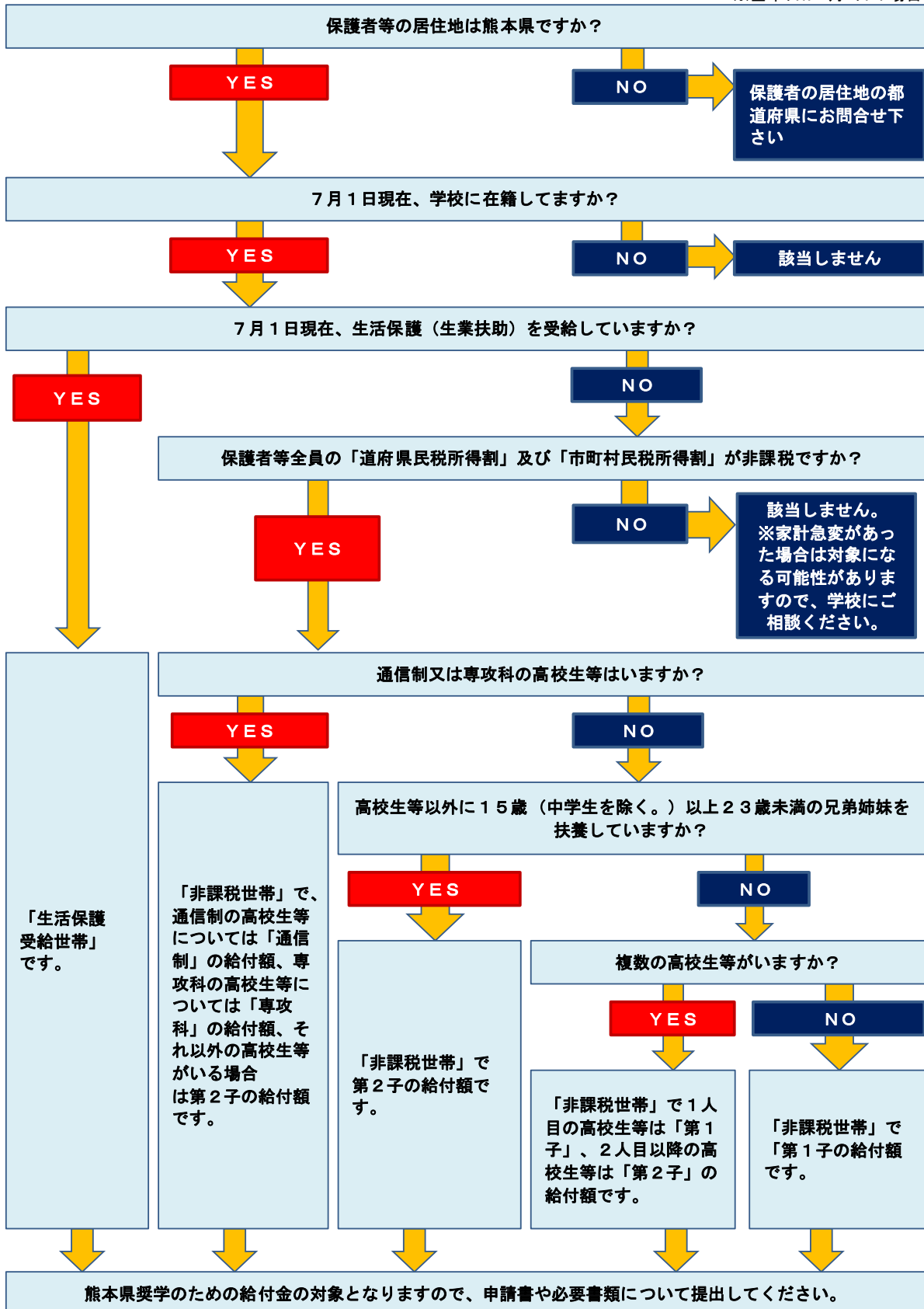
A 8 給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

### Q 9 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 9 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）

※基準日が7月1日の場合



給付額について（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円
非課税世帯(第1子)	114,100円	50,500円	
非課税世帯(第2子)	143,700円		

※保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。